

りますね。そこで、今度いよいよ乍金をもらおうと思つてそこで申請をして、そこで審査をされることはあります。

わざで。そのときに、事務方の方で、本來ならばそこで一号に属して、その期間その保険料が払われていなければ払つてもらわなきやいかぬし、まあそれは二年間だけですけれども。しかし、長い期間だつたらもうそれは駄目だということでは駄目になるんですけれども。

しかし、その担当した者のミスかどうか、あるいは理由は分かりませんけれども、そのままでそこまで裁定をして年金をもらつているということが多々あつたと、こういうことでござります。

○磯崎陽輔君 だから、私の質問は、それをだから調査して国会に報告してくださいという質問なんですが。

○國務大臣(細川律夫君) それはどういう形で報告ができるか分かりませんけれども、検討させていただきます。

○磯崎陽輔君 では、理事会においてただいまの調査報告を御検討いただきたいと思います。

○委員長(前田武志君) 理事会において協議させていただきます。

○磯崎陽輔君 質問を変えますが、アメリカ国務省のケビン・メア日本部長の発言は極めてゆるき問題であると私は考えます。これに対し、今外務省はどのような対処をしておるのでしょうか。

○大臣政務官(菊田真紀子君) お答えをさせていただきます。

報道されておりますメア日本部長の発言が仮に事実だつたとすれば、國務省日本担当責任者の発言として極めて不適切でありまして、沖縄県民のみならず、私も含めまして日本人の心情を著しく傷つけるものでありまして、容認し難いものでございます。また、このような報道がなされていること自体極めて遺憾でございます。

こうしたこと踏まえば、沖縄県民の怒りは想像に難くなく、沖縄県議会で御指摘の決議が採

択されたことも理解できるという立場でござります。

日本政府は仲井眞沖縄県知事にお金が欲しいならサインしろと言うべきだと、こんなことを「」たと。本人はあの発言録は正確でないと言つています。されど、発言録を作成した学生たちは、メア氏は間違いないこのようによつた。米政府の地位ある人物の偏見に満ちた言葉にとても驚いた。人種差別の発言だと感じたなどと話しているとあるんですよ。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何もしていません。

まして、レバノン大使館は、三月七日、そして就

いて八日の日に大使館の声明を發表いたしております。

その中では、これは米国政府の見解を全く反映をしていないと、米国と沖縄は深く長く幅広い関係を享受しているということを明確におっしゃつておりますので、私は、引き続き米国政府が適切な対応を取るものとしております。

○磯崎陽輔君 抗議をしたのか、あるいは今からするのか、する気がないのか、答えてください。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 抗議という形がよろしいのか、あるいはほかのやり方があるのか、どういう形がいいのか、政府全体できちんと検討しながら、しかしこの問題は沖縄県民のことだけではございません、日本国全体にかかる問題でありますので、しっかりと対応してまいりたいと思つております。

○磯崎陽輔君 外務大臣が不在といつても、これだけばかりにされたことをほつておって、外務省の対応、私はけいと思います。この前の捕鯨船の話もそうだし、今度もそうだし、こんなことばつかり続いているから日本は確かにされる。もつとちゃんとした態度取りなさい。もう一回。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何も対応しないといふことはございません。この問題は極めて重要な問題であり、かつきちんと対応していくなければならないと思っておりますので、その方法については外務省としても、また政府全体としても

議論をしながら適切に対応していきたいと思っております。

○磯崎陽輔君 昨日大臣は個別に聞いたうお答えすると言つていますけれども、これ情報機関で個別に聞いてお答えしていくのかどうか分からぬですけれども、じや、聞きます。

○監視対象というのがあるんですね、監視対象ね。監視対象に我が自民党の佐藤正久議員が含まれております。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 合まれておられます。

○磯崎陽輔君 田母神俊雄さんはいかがでしょうか。

○國務大臣(北澤俊美君) 合まれておられます。

○磯崎陽輔君 字都除史議員はいかがでしょうか。

○國務大臣(北澤俊美君) 同じく合まれております。

○磯崎陽輔君 結局まだ何も決めていないといふことですよ。おかしいと思いますよ。こんなのは、誰からも大臣が首切られたからといって、やつぱり外務省、ちゃんと政務三役集まつて、役人も集めて、きつちりとどうしてどうしてどうするといふのが、少なくとも予め会い会いでいるこの場で答弁できないという、こういう政府は私はおかしいと思います。まああなたとこれ以上聞いて

もしようがないからこはこれでやめるけど、早急にちゃんと対応を外務省取ることを求めた

それじゃ次になります。

それでは、防衛省問題に話を移りたいと思いますけど、昨日の保全隊の話も、小野次郎委員に対する答弁は非常に分かりにくかつたんですけど、何が言いたかったんですか。

○國務大臣(北澤俊美君) 防衛省の見解をはつきりお伝えしたいと、そういうことであります。

○磯崎陽輔君 防衛省の見解というのは何か教えてください。

○國務大臣(北澤俊美君) 要するに、保全隊がどういう目的でどういう活動をしているかというこ

とを御理解をいただきたいことと、それから個別に小野委員が指摘された問題については、これは事実関係を、その隊員の名前等が分かれれば事実関係を調査して即報告申し上げますと、こういうことであります。

○磯崎陽輔君 昨日大臣は個別に聞いたうお答えすると言つていますけれども、これ情報機関で個別に聞いてお答えしていくのかどうか分からぬですけれども、じや、聞きます。

○監視対象というのがあるんですね、監視対象ね。監視対象に我が自民党の佐藤正久議員が含まれております。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何も対応しないといふことはございません。この問題は極めて重

要な問題であり、かつきちんと対応していくなければならぬと思っておりますので、その方法についても外務省としても、また政府全体としても

議論をしながら適切に対応していきたいと思っております。

○磯崎陽輔君 結局まだ何も決めていないといふことですよ。おかしいと思いますよ。こんなのは、

○國務大臣(北澤俊美君) これは、幾つかの論議を重ねる中で、宇都宮議員と佐藤議員については具體的な監視あるいは説明というような御指摘もありましたので、私の判断でお二人の監視対象といふのが、少なくとも予め会い会いでいるこの場で答弁できないという、こういう政府は私はおかしいと思います。まああなたとこれ以上聞いて

もしようがないからこはこれでやめるけど、早急にちゃんと対応を外務省取ることを求めた

が全うできなくなるということになりますと保全隊の任務

な需要喚起の私は効果があるというふうに思つて提案をさせていただいておりますが、大臣、リ

フォーム工事のポイント導入について何かできな

いか工夫してみたいと先日答弁をされておりまし

た。この制度について所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(大畠章宏君) お答えを申し上げま

す。

ただいま御指摘をいただきました住宅リフォームボイント制度と、こういうものを内容について御提示を賜りました。私自身も、先ほど、それから前の白浜議員からの御指摘についても申し上げさせていただきましたが、リフォーム市場の拡大

というのは非常に大事でありまして、この中でどういう工夫ができるかと、こういう観点で今検討をしておりますが、特に、本日の午後、有識者による中古流通リフォーム市場整備のためのトータルプランを策定するための検討会というものを本

日からスタートさせることにしております。この検討会の中で、現在講じているリフォーム市場の整備あるいは施策の効果等を検証して、更にリ

フォーム市場を拡大していくためにどのような施

策を講じなければならぬのか、これを検討して

いるところであります。その検討の中にこの住

宅リフォームボイント制度といふものを加えて検

討を進めさせていただきたいと考えております。

○長沢広明君 十分に検討していただきたいとい

うふうに思います。

各地で補助制度とか助成制度も行われておりますが、リフォームについてですね。助成制度だとその分、業者の方からの料金が上がってしまうとか、そういう問題がありまして、ポイント制度の方が需要喚起につながるという効果があります。会計、政府関係機関予算全て含めて、それを補助するのかというふうなイメージをどうしても地域経済につながりやつて、この予算の中に持つんですね。それでも、実際には経予算組替え対象

本来やらなければいけないと、そういうことを

しつかり考へてもらいたいというふうに訴えさせ

ていただいて、私の質問を終わります。  
以上です。

○国務大臣(大畠章宏君) 一言だけ申し上げさせ

ていただきます。

先ほど、九日、今日からとばいましたが、二月

九日からもう既にスタートしております。十分

今の御指摘を踏まえて取り組んでまいりたいと思

います。

○委員長(前田武志君) 以上では沢広明君の質疑

は終了いたしました。(拍手)

は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、桜内文城君の質疑を行います。桜内文城君。

○桜内文城君 みんなの党的桜内文城でございま

す。

まず、この参議院予算委員会で質問させていた

だきますに当たって、昨年の臨時国会の際に野

田大臣にお伺いしたことなんですが、どうしても

引っかかるところがあります。

まず第一問目、

お聞きしたいと思います。

今日のこの予算委員会も、平成二十三年度予

算(三差)の審査というふうにタイトルが付けら

れております。毎予算といいますと、法令上、國

会法の中に、公聴会を今度三月十五日にやります

けれども、審査の審査に關しては公聴会を開く

第三弾で特別会計についても見直しを行わせ

ていただき、対象事業四十八事業でございました

けれども、これらの対象事業の見直しをした結果、

道路整備事業とか治水事業の見直しなど、今御提

起している来年度の予算でも反映をさせていた

ています。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

しております。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

しております。

また、組替えの基準の中に地方交付税交付金外

とです。

算組替え対象経費というふうなことになつております。

卓頭姫尾といいますか、羊頭狗肉といいます。

そういう印象を持つんですけれども、野田大臣の

お考えをお聞かせください。

○国務大臣(野田佳彦君) 岩内委員にお答えした

いと存ります。

委員御指摘のとおり、概算要求の組替え基準は、医療、年金と、それから地方交付税交付金等を除いて、そのほかの幅広い経費ということで約二十二四兆だつたですかね、ということを組替えの対象として、概算要求段階で九割に要求を致り込むと

いうことで、一・五兆円の歳出削減を行いました。

予算編成過程において、要求段階の見直しにより

史に一兆円の歳出削減を行いました。

これらを財源として、社会保障の自然増への対

応一・三兆円元気な日本復活特別枠での措置

一・兆円などの組替えをさせていただいたとい

うことございますが、これとは別に、事業仕分

の第三弾で特別会計についても見直しを行わせ

ていただき、対象事業四十八事業でございました

けれども、これらの対象事業の見直しをした結果、

道路整備事業とか治水事業の見直しなど、今御提

起している来年度の予算でも反映をさせていた

ています。

私がここであえてもう一度、足掛野田大臣にお

聞きしたいのは、昨年七月の閣議決定の中で、い

わゆるシーリングといいますか、「平成二十三年

度予算の圓算要求組替え基準について」と、その

度予算の圓算要求組替え基準といふもの、新しい

中で、総予算組替え対象経費といふもの、新しい

概念を導入されております。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

しております。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

しております。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

しております。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

しております。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

おります。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

おります。

特典ではすぐ予算編成に反映できないものもあ

ります。大きな制度改正を伴うもの、これは関係

省庁と協議しながら、場合によっては法改正も

んですけれども、どうしても違和感があるなどい  
う指摘でございます。

さて次に、社会保険といいますか、労働者と労  
働者に、先日末問題になつております運用三号につ  
いて若干御質問したいと思います。

お手元に資料を配らせていただいております。

一枚めくついたたいて、資料一がその問題と  
なつております運用三号は、令和元年六月に開催された年金記録回復委員  
会において云々かんぬんとあります。もう一つ  
本年三月二十九日に開催された年金記録回復委員  
会において云々かんぬんとあります。もう一つ  
資料、資料三をちょっとめくついていただきん  
ですけれども、順番があれで申し訳ないんですが、  
この東京中辺りの、本件は平成二十一年秋に云々<sup>かんぬん</sup>で、その後、厚生労働省内で対処策を検討し、年金記録回復委員会の助言も受けて、昨年三月二十九日に運用三号による対応を決定したとい  
うふうな文書が大臣の談話として出ております。

私も役所におりましたので、あらゆるこういつ  
た公文書といいますか、というものは省内での決  
定の過程とかあると思うんですけど、この運  
用三号については、一休どのレベルが最終的な決  
定を行った方になるのか。それは大臣であるのか。  
あるいは、この大臣は話を見ますと、三月二十九  
日に決定というふうにありますので、その段階で  
の辺の経緯を明らかにしていただければと思いま  
す。

○国務大臣(細川律夫君) このいつの段階で決定がなされたかと、こういう御質問でござりますけれども、この談話の中にも書いてありますように、発覚したのが、十一年の末で、職員のアンケート

によりまして、そこからこのいわゆる第二号被保

険者問題が発覚をいたしました。

このときにまた調査をいたしまして、社会保険

庁の調査による、いわゆる三号被保険者と、号被

保険者になつて、まあ記録上あつてはならない

いそいう組合せがどれくらいあるかという調査

をいたしましたら、百万件を超えるそういう記録

があると、こういうことになりまして、そこから、じや、この問題は大変な問題だということで検討をしてまいりまして、そこで年金局の者とそして年金回復委員会、ここに委員がおられるんですけども、特に事務的に精通をしている委員の方、そういう方いろいろと相談をさせていただいたついで、そして大臣の了承の下、年金回復委員会の方にかけまして、そこでこのいわゆる運用三分の大臣が了承されまして、了承というか、異議がなかつたということで、そこで決まったのが三月の二十九日の日でござります。そこで一応大臣が最終的にこれでいくと、こういうことを決定されたところでござります。

○桜内文城君 それは、その席上、文書なりで、決裁文書とかそういうのじゃなくて、三月十九日に大臣の決成を口頭なりで得たということでしょう。

○國務大臣(細川律夫君) 私が後でいろいろその点について聞きたしましたけれども、決裁といふ形での文書は残っておりません。その年金回復委員会には、会合でそのことが了承された、異議がなかつたということで、大臣がそこで決定をされたと、こういうことであります。在席そのもので決戻の記録が残っているわけではございません。

○桜内文城君 午前中の大臣の御答弁の中で、そ

もそもこの今回の運用三分に当たるべき人たちが、現場のまさに運用といいますか、によって三号被保険者として受取権を成立していただいたという例も多數あったというふうにあつたんですね。けれども、昨年三月十九日に大臣の決定がなされ、それ以降この十一月十五日に課長通知が出るまでの間、どういった取扱いになつていたのか、あるいはこれだけ時間が掛かつた経緯はどういうことなのか、教えてください。

○國務大臣(細川律夫君) その三月二十九日以来、十一月十五日、通知を発出するまでの間は旧来どおりのやり方で裁定をしてまいりました。それで、その運用三分につきましての準備は、これ

と思います。

金額が幾らかというのはもちろん仮定の置き方によつて違うと思うんですけれども、約八千億円程度じゃないかという武骨をしている方もいます。

これが正しいかどうかは別といたしまして、専務の方いろいろ準備を進めてきていたところでございます。

○桜内文城君 以生労働省からいただいた今回の運用三分に関するQアンドAがありますけれども、約百万人程度じゃないかと、一号被保険者の夫と三分の配偶者、それ数えるだけで百万人ぐらいいうことなんですが、一体、これによつて本來であれば国が支払わなくていい年金給付が、この運用三分が仮に、昨日廃止されたということですけれども、そのままであれば年間一休幾ら年金給付が増えるんでしょうか。

○國務大臣(細川律夫君) この年金記録の不整合な数というのが百万件を超えると、こういうことであれば一年の人もいるだろうし、あるいはもう一つの意味では、その記録の整合をきちっとしてそれをどれくらいの年金額に換算をするかという

その期間がどれくらいあつたかというふうなことは本当にまちまちでございまして、瞬間的な形で調査をいたしておりますから、例えば「か月の人もいれば一年の人もいるだろうし、あるいはもう

ことについては、これはちょっと計算をしにくい額でございまして、ちょっと答えられないという

ことでござります。

○桜内文城君 昨日、質問通告とレクのときからずっとと計算しろというふうに言つてまつたんですが、百万人という数字があつて計算できないわけはないと思います。

既に、先日の国会の大蔵の御答弁の中で、この三号被保険者の制度ができましたのが昭和六十年でありまして、その後、六十一年から平成十年ごろまでこの取扱いについては、届出をしていない、そういう方がおられて、これをどうして三分の被保険者たまづと記録が残つていたかと。

いろいろな事情がありますけれども、この三分の被保険者の制度ができましたのが昭和六十年でありまして、その後、六十一年から平成十年ごろまでこの取扱いについては、届出をしていない、そしてそういうふうに正しく保険料が払われなければいけない、そういう人に対して切掛けではないと思います。

○國務大臣(細川律夫君) はい、済みません。人には届けなさいと、こういうことを奨奨したことありますけれども、ただ納税のしおり放しといふ

ことでもございました。そして、十七年以降は、この十七年に専務の方から強く勧告を受けましたが、このとおりの御答弁だと非常に不誠実だ

て、それからは懇と記録をきちんと突き合わせて、不整合な場合には勘定の催促をして、そして届出がなければ職位でその記録を訂正すると、こういうことをやつてきたわけでござります。

その間、だから御担当の人たちは、ある面で自分が、三分の被保険者というのがどういうものかと、この運用三分に関するQアンドAがありますけれども、約百万人程度じゃないかと、一号被保険者の夫と三分の配偶者、それ数えるだけで百万人ぐらいいうことなんですが、一体、これによつて本來であれば国が支払わなくていい年金給付が、この運用三分が仮に、昨日廃止されたということですけれども、そのままであれば年間一休幾ら年金給付が増えるんでしょうか。

○國務大臣(細川律夫君) はい、済みません。ちょっとここが大事なところでござりますから、憲法論でござりますから、そういうことがやることについて、それは法律には反するものではないと、こういう比較的

ことありますから、そこは法律には違反はして

係でお一人にお聞きいたします。

いないと。これは法制局の方の御判断でござりますから、御理解をいただきたいと思います。

○桜内文城君 憲法論をお聞きしたつもりです。比較考査というものは民法上の話でありまして、こういった憲法上の、公法上の判断でどうべきものではないと思います。

臣々と御説明いただいたんですが、憲法八十五条に違反しているというふうに私は考えます。特にこの憲法八十五条规定がなぜ憲法に規定されているかですけれども、この国民年金、二分の一が国庫負担、血税ですよ。血税というのは、その名のおり共和制ローマの皆から、兵役に行く代わりに、命の代わりに差し出す税金ですよ。それを議会が、国会の議決をもつて出すかどうかを決める、そのプロセスをあなた方は飛ばしたんですよ。全く議会制民主主義というのを理解していない学生労働省、そして大臣だというふうに言わざるを得ません。

時間が短いので、次の質問に行かせていただきます。せっかく、与謝野大臣、来ていただきましてありがとうございます。玄葉大臣もありがとうございます。

第一の道、公共投資、第二の道、市場原理主義といいますか生産性向上、よく官能理は、マクロ的に見れば第三の道、需要、雇用を増やすことに、かつての、まあ日産とはおもしりやいませんけれども、自動車会社でコストカットばかりやついて、それだと経済全体が良くない、だからもろいノベーションが必要なんだ、それでまた需要、雇用に力を入れるというふうによくおっしゃっているんですねけれども、そこでいう介護とか医療、医療につきましては、自由診療も認めないという現状の下で、どれだけコストカット以外のノベーションが起こり得るのか。

介護も医療もまさに公的年金で運営されてしまう、まさに公務員みたいな世界なわけですよ。そういったところで本当に成長に結び付くのか、この点について、SNAあるいは経済成長戦略の関

よりも内需が大きい。リーマン・ショックの後、意外に内需が大きいと。その中で、何とか内需を振興しよう。その当時、公共事業をやつちやい

けないというので、なかなか問題が難しくなった。そこで、あらゆる内需を洗つてみましたら、やはり内需を採り出せるとして医療、介護の分野で

具体的な数字や何かが御必要であれば申し上げますけれども、官能理がおっしゃっていることは、まさに日本の内需は需要が一巡しているために、新しい分野、すなわち医療とか介護とか今まで気が付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それを第三の道というふうに表現されているんだろうと私は考えております。

○委員長(前田武志君) 時間が空つておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(玄葉光一郎君) はい、端的に。

内需の話は与謝野大臣がされました。

医療、介護では、例えば医薬品、医療機器、内

牛医療、これは著しい成長が見込まれるというふ

うに思いますし、また同時に、この海外展開とい

うこともあり得るんだろう。そういう意味では、こういった問題のノベーションというのは我々

の視点からは大事だというふうに分析をしており

ます。

○桜内文城君 以上で終わります。

ありがとうございました。

○委員長(前田武志君) 次に、田村智子君の質疑を行います。田村智子君。

○田村智子君 日本共産党的田村智子です。

は終了いたしました。(拍手)

一潮を超えた。我が党地方議員の元には、高

過ぎて払えないという相談とともに、突然財政を差し押さえられたという深刻な相談が相次いでいます。

実は、私たち日本共产党、何度もこういう問題をして直近の数字を教えてください。

○国務大臣(細川律夫君) 田村委員にお答えいたしました。

国民健康保険における全国の差押件数は、平成十一年度においては七万七千世帯、そして平成二

年一度におきましては十八万二千世帯でござります。五年間で十万五千世帯が増加しております。

また、全国の差押金額につきましては平成十

七年度において二百九十九億円、平成二十一年度におきましては六百六十四億円であり、五年間で三百四十五億円増加をいたしております。

○田村智子君 延べ件数も金額もこの五年間で二倍以上に増えています。

それでは、収納半の方はこうした差押えで改善をしているんでしょうか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 国民健康保険におきま

す収納率につきましては、平成十七年度におきま

しては九〇・一五%、平成二十一年度におきま

しては八八・〇一%でございまして、五年間で一

四%低下をいたしております。

○田村智子君 収納率は過去最低なんです。どん

なに滞納処分を強化しても滞納は減るどころか増

えている。大臣、これはなぜだとお答えですか。

○国務大臣(細川律夫君) 収納率が低下した要因

といてしまつては、これは一つは、十年秋のリレー

マン・ショック以降の急激な景気悪化だと、こう

いうふうに考えられます。もう一つは、平成二十

年度に後期高齢者医療制度が創設をされまして

収納率が高い後期の高齢者が国保から抜けたとい

うことが原因になつてゐるのではないかと思いま

す。

○田村智子君 現役世代の収入が本当に落ち込

んでいて、そして国保料・税が高過ぎる、これはも

う明らかだと思うんです。實際、国保新聞の市町

して多くの自治体が、長引く不況、所得の減少で納税資力が低下、失業者は払えない、こう答えています。

実は、私たち日本共产党、何度もこういう問題を取り上げてきました。昨年の予算委員会でも我が家議員がこの高過ぎる国保料の問題を取り上げ、鳩山首相は、看過できない、新たな財源確保に努力してまいりたいと答弁しています。

それでは、この高過ぎる国保料・税引下げのためにどんな努力をして、来年度予算ではどんな施策が講じられていますか。

○国務大臣(細川律夫君) 委員も御承知のように、国民健康保険では、その年齢構成が高く、まさに日本の内需は需要が一巡しているために、

新しい分野、すなわち医療とか介護とか今まで気が付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それが付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それを第三の道というふうに表現しているんだろうと私は考えております。

まさに日本の内需は需要が一巡しているために、まさに日本の内需は需要が一巡しているために、新しい分野、すなわち医療とか介護とか今まで気が付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それが付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それを第三の道というふうに表現しているんだろうと私は考えております。

まさに日本の内需は需要が一巡しているために、新しい分野、すなわち医療とか介護とか今まで気が付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それが付かなかつた分野に行かざるを得ないと、それを第三の道というふうに表現しているんだろうと私は考えております。

バーバナマックスであるため、現在急ピッチでバナマ運河の拡張工事が進んでいるところであります。世界の港湾の中心であるバナマにおいて開催される第百二十四回 IPU 会議で我が国の港湾政策を反映した平成の開拓を世界に訴えていけるよう頑張つてまいりたいと思います。

少し早いんですがお昼に常任委員会もありましたし、これで私の質問を終わらせていただきまうございました。

○委員長(前田武志君) 以上で西村まさみ君の質疑は終了いたしました。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前一時三十分休憩

○委員長(前田武志君) ただいまから予算委員会を開いています。

○川合孝典君 民主党・沂緑風会の川合孝典です。本題前に引き続き、平成二十三年度総予算三、衆議院を括して議題とし、これより社会保障に関する集中審議を行います。川合孝典君。

議、誠にお疲れさまでございます。

今回は、社会保障にかかる集中審議ということでございまして、私の方からは全般的に社会保障問題をさせていただきたいと思っておりますが、大臣の皆様には連日の予算審議を行います。

○川合孝典君 民主党・沂緑風会の川合孝典です。議論を始め、大臣の皆様には連日の予算審議を行います。

ちなみに、連日の報道等、これ見ておりますと、およそ百万人を超える方々に対してこの問題、不整合問題で影響が出るというような報道がなされています。い換えれば百万件もの記録の不整合が生じているということでありまして、この事実を私がりまして大変驚いた次第であります。

政府・与党としてはこの事実を早く受け止めなければいけない、このことは当然でありますけれども、同時に私は理解を感じました。では、今まで一体どうやってこの第二号被保険者の種別変更の管理を行っていたのかという、ここに疑問があります。そこで、私は理解を感じました。では、今まで一体どうやってこの第二号被保険者の種別変更を行ったのかという、ここに疑問があります。

この問題につきまして正確に御理解をいただきたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) おおむね八十万人から百万人ということでは厚生労働省の現在の認識を公表させていただいております。

その根拠となりますのは、今申し上げました一昨年秋のアンケートとほぼ並行して、一昨年の七月から八月にかけてデータを抽出をいたしまして、記録の不整合のみならず、体中がどうなっているのかという作業を前政権の皆さんの一番最後の局面から日本年金機構では行っていたようあります。

したがって、その結果が実際に出ましたのは昨年、平成二十二年の一月でありますけれども、その後の調査の結果出てきたデータの中に記録の不整合の方が百三万件あったということになります。ただし、その後、実際に記録を抽出された方々が、その都度、実際には記録を抽出された方々がいることになります。つまり、厚生労働省としてはいつごろからこの問題の存在というのを把握しておられたのかということでございますが、よろしくお願ひします。

このパネルは、第三号被保険者に係る届出届書及び職種による被保険者種別の変更についてといいます。ために、資料を作つてしまいまして、まずはこの問題の存在というのを把握しておられたのかということでございますが、よろしくお願ひします。

○副大臣(大塚耕平君) 先ほどの議論の答弁と若干重なるかもしれません、厚生労働省としてはいつごろからこの問題の存在というのを認識をしたことはござります。長妻前大臣の下で、旧社会保険庁、日本年金機構の職員の皆さんに、この際だから、年金制度を信頼できるものにするために、いろいろと問題点、お聞きの点があればお答えしておりますが、その後、具体的な対応としては、平成十年の四月、ここから、もしも届出

が出てこない場合には届出の勘定というものを始めたということであります。例が書かれておりましたが、御本人が転職をされた場合、二号被保険者はから一号に例えば変更をなされた場合ですか、それが何様の収入が増えた場合ですね、年収が百三十万円を超えててしまう、これは健康保険組合は除くということであります。この場合、一ヶ月後その児童が二歳のままの場合には、これを届出の勘定を改訂の方で行つていう手筋を取つたわけでもあります。その後、四ヶ月たつても、届出しても、この児童から、該当者からの届出がない場合は再度届出勘定を行うと、こういう手続をしたわけであります。

一回やるということであります。一回やつても届出がなかつた場合は、ある意味そのまま放置されてしまつたというのが現状であります。次に、その後、平成十七年には、届出勘定をしても届出がない場合、職権による種別変更を開始いたしております。例として書かれておりますが、夫、妻、それぞれが条件が変わつたことに伴つて、二ヶ月後、女が三歳のままの場合に届出勘定を行う、そして、従来と違つたのは、四ヶ月後、勘定しても届さんからの届出がない場合には職権による種別変更を行ふと、こういう対応をやつたわけであります。

このこれまでの対応状況を踏まえて厚生労働省にお申ねしますけれども、この第二号被保険者の記録不整合について、厚生労働省としてはいつごろからこの問題の存在というのを把握しておられたのかということでございますが、よろしくお願ひします。

○川合孝典君 聞きの方からのアンケート結果とその都度、実際現地で仕事に携わつていていた旧社会保険庁の職員の方々の中ではそういう認識が少しあらざあつたということは、これは確定であります。

次のパネルを御覧いただきたいんですけれども、これまでのこの第二号被保険者の種別変更にかかる対応について、これを時系列でこれ簡単

に並べたものでございます。昭和六十一年の四月に制度が創設されて以降、現在に至るまでの間、先ほど一枚目のパネルにありましたものは別に、平成十年までの間に四回のこの種別変更の届出勧奨というのを実は行つてゐるわけであります。大体二年から三年置きに勧奨を行つてゐるという、これが申夫であります。

こうした度重なる届出の勧奨を行つて、この対応を見る限り、先ほど大厚利大臣からもお話をありましたが、厚生労働省並びに旧社会保険庁では、この第三号被保険者制度、かなり早い段階から種別変更に崩れが生じているという懸念を持つてからこうした度重なる勧奨を行つてゐたと考えるのが私は自然だというふうに考えております。

そこで、大厚利大臣にお伺いをしたいんですけども、この昭和六十一年の制度創設以降、こうした問題を認識していながらかわらず、なぜ抜本的な改革を行うことをしなかつたのかというふうに少しお詫びを伺いたいんですけれども。

○副大臣(大塚耕平君) これは、なかなか私の立場では申し上げにくい点もありますが、今、川合議長が御指摘くださいましたように、現状では少なからずそのような懸念があるからこそ勧奨を始めていたいたわけでありますので、あとはその勧奨をした結果として、この二冊記録と、号記録の不整合がどの程度発生していく、もしそれが膨大な量に上るということであればしかるべき指摘をとらなければならないというのは、そのときの政府の判断であつたと思います。

○川合孝典君 私は、この件について、どこにどうお詫びがござりますますので、あとはその勧奨をした結果として、この二冊記録と、号記録の不整合がどの程度発生していく、もしそれが

度重なる届出の勧奨を行つて、この対応を見ると、この点について少し御詫びを伺いたいんですけれども、この昭和六十一年の制度創設以降、こうした問題を認識していながらかわらず、なぜ抜本的な改革を行うことをしなかつたのかというふうに少しお詫びを伺いたいんですけれども、何もせぬ方が出てきてしまつたということで非常に問題になつたわけであります。今回この第三号被保険者の問題につきましては、本来、手続を変更しなければいけなかつたにもかかわらずしないで行われておりました。(允、する所)

○副大臣(大塚耕平君) 昨日質問通告をいただきまして、これまでお伺いませんでしたので、改めて調べてみました。調べたところ、先生御指摘の指導致は、旧社会保険庁の運用部年金指導課長の課長通知で行われております。(允、する所)

○川合孝典君 お分かりでしょうか。今回、非常に議論になつております、大きな影響が出来るというこの運用三号なんですねけれども、元々制度ができてから以降、昭和六十三年以降、ずっと課長通知でもつて対応されていました。私は、そのこと自体に対して、野党の方からも先ほどお声がけられましたが、課長通知でこの制度をやつて払いの状態がずっと続いているといつてお詫びの状態がずっと続いていたということが、これが申夫であるというふうに思つておられます。しかし、この点についての大厚利大臣、御詫びを仰がでしようか。

○副大臣(大塚耕平君) 今、事実上の運用三号状況という御表現をいただきましたけれども、結果的に、冷静に振り返つてみれば、そういう状態があつたということだと思います。

○川合孝典君 お分かりでしょうか。今回、具体的な法改正の必要なない課長通知でもつて行える第二号被保険者にかかる対応、いわゆる一般的な年金行政にもかかわらず、それがもう、こうした車の問題が実は国会での審議もなされ、當時与党であつた自民党のそうそうたる議員の皆さんを始め、私たち民主党の現在の幹部もやつていらつしやつた、公明党の坂口先生もやつていらつしやつたわけであります。これは、どなたがやつていらつしやつたそのときにも、ずつと脈々としてこの問題に関しては課長通知をもつて対応されていたと、これが申夫なわけであります。

それからもう一つ、大厚利大臣にお伺いをしたく思います。この課長通知というものの自体の一般的な取扱いとして、この課長通知というのは大臣に対して報告の義務等というものはそもそもあるとして、このことについて、不公平感を始め、またモラルハザードの問題等で様々な議論がなされていましたが、この課長通知というものの具体的な取扱いとして、この課長通知というのは大臣がやつていらつしやつたわけであります。

○副大臣(大塚耕平君) その点はケース・バイ・ケースというのが実態であると思います。もちろん、極めて劣悪的なものであれば、これは課長の判断であります。しかし、小柄にいつまでも大厚利大臣や政務官、かつては政務次官という立場の方もいらっしゃいましたけれども、そういう政治の判断を仰ぐないしは報告をするということでもありますかと思います。しかし、その課長通知を出す場合に浮いた年金の問題が数年前に起きました。この場合には、本来もらえるはずの年金をもらえないと、非常に問題になつたわけであります。

今回と同じよう課長通知によつて行はれていたものなんでしょうか。この点、ちょっと確認させてください。

○副大臣(大塚耕平君) 昨日質問通告をいただきまして、これまでお伺いませんでしたので、改めて調べてみました。調べたところ、先生御指摘の指

導は、旧社会保険庁の運用部年金指導課長の課長通知で行わせておりました。(允、する所)

○川合孝典君 お分かりでしょうか。この第三号被保険者の年金記録不整合にかかる問題の本質というものです。これまでこの運営三号なんですねけれども、元々制度ができてから以降、昭和六十三年以降、ずっと課長通知でもつて対応されていました。私は、そのこと自体に対して、野党の方からも先ほどお声がけられましたが、課長通知でこの制度をやつて払いの状態が起こつておられますけれども、何もせぬ方が出てきているという、全く実質的には逆の状況が起こつておられます。

○副大臣(大塚耕平君) お分かりでしょうか。

○川合孝典君 お分かりでしょうか。今回、具体的な法改正の必要なない課長通知でもつて行える第二号被保険者にかかる対応、いわゆる一般的な年金行政にもかかわらず、それがもう、こうした車の問題が実は国会での審議もなされ、當時与党であつた自民党のそうそうたる議員の皆さんを始め、私たち民主党の現在の幹部もやつていらつしやつた、公明党の坂口先生もやつていらつしやつたわけであります。これは、どなたがやつていらつしやつたそのときにも、ずつと脈々としてこの問題に関しては課長通知をもつて対応されていたと、これが申夫なわけであります。

それからもう一つ、大厚利大臣にお伺いをしたく思います。この課長通知というものの具体的な取扱いとして、この課長通知というのは大臣に対して報告の義務等というものはそもそもあるとして、このことについて不公平感を始め、またモラルハザードの問題等で様々な議論がなされていましたが、この課長通知というのは大臣がやつていらつしやつたわけであります。

○副大臣(大塚耕平君) その点はケース・バイ・ケースというのが実態であると思います。もちろん、極めて劣悪的なものであれば、これは課長の判断であります。しかし、小柄にいつまでも大厚利大臣や政務官、かつては政務次官という立場の方もいらっしゃいましたけれども、そういう政治の判断を仰ぐべきものであったと思います。あるいは劣悪なものがもつても当面の影響によつては大臣や

消えた年金、市に浮いた年金、そして今回この

運用三号、第三号被保険者の記録不整合という、

こういう問題が起つてきました、そのことによつて更に年金制度に対する国民の皆様の不信感、不安感といふものが非常に高まつてしまつたがいまして、この不信感、不安感をいかにして速やかに払拭するのかといふことがこれから求められていることであり、そのことを国民の皆様も聞きたい、聞きたがつていらっしゃると思つております。

そこで、細川厚生労働大臣にお伺いをしたいと思いますが、今後この問題に対しても具体的にどのような対応を取つていかれるのか、時間軸の問題も含めて、分かりやすく御説明をいただきたいと

○國務大臣(細川律夫君) この問題につきましては、年金制度に対する国民の皆さんの信頼を取り戻すということで、私としてはこれはしつかりやつていかなければといふふうに思つております。したがつて、これまでの運用三号につきましては、せんたつこれを廃止をいたしました。そして、この後私たち法律を改正して、そして抜本的な改革案を作つていくと、こういうことを決めたわけござります。

これについては、被保険者そして既に年金をもらつている受給者、それぞれ大変重要な、そして将来にわたつての大事な問題でありますから、私どもとしては、せんたつて提案をいたしました過去の払つていなさい未払の期間については、これを受給資格期間といふことで認めまして、そして週つて保険料を支払うことができるといふふうな形にしていきたいといふふうに思つております。いろいろな工夫もしたいといふふうに思つております。

また、既に受給している方については、これはまた、既に受給している方については、これはいるお年寄りですから、それを過払い分として取り戻すとかといふ問題、これも大変な難しい問題

でございます。そういういろんな論点をしつかり議論もさせていただいてその法律案を作つていきたいというふうに思つております。

これは本当に数の多い、多くの国民の皆さんが問題でございますから、どうぞ国会の先生方もこの点について解決に向けて御議論をしていただき、解決をしていただきたいというふうに思つております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

大臣からのお話をございましたとおり、この問題は対応を誤りますと年金の減額、そして年金のなくなつてしまうというような方々も生じるという意味では、大変デリケートな問題でございます。したがいまして、これから国会できちんと議論を行つた上で、年金を受給されている方々が懐疑的にならないよう、国民の皆様に優しい、そうやつていかなければといふふうに思つております。したがつて、これまでの運用三号につきましては、せんたつこれを廃止をいたしました。そして、この後私たち法律を改正して、そして抜本的な改革案を作つていくと、こういうことを決めたわけでござります。

これについては、被保険者そして既に年金をもらつている受給者、それぞれ大変重要な、そして将来にわたつての大事な問題でありますから、私どもとしては、せんたつて提案をいたしました過去の払つていなさい未払の期間については、これを受給資格期間といふことで認めまして、そして週つて保険料を支払うことができるといふふうな形にしていきたいといふふうに思つております。いろいろな工夫もしたいといふふうに思つております。

また、既に受給している方については、これはいるお年寄りですから、それを過払い分として取り戻すとかといふ問題、これも大変な難しい問題

いました。

まず第一点として、約千五百四十万件の基礎年金番号に既に消えた年金のデータが統合済みであります。第二点として、今後更に解明を進められる場合は、平成十九年の十二月末時点、つまり二十五万件あつたものが現在は九百七十九万件まで減少しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

現状、五千万件のものが四千万件強減つて、幾十・千件を切つたという、こういう状況が今あるわけでござります。

この年金記録問題をめぐつては、将来に対する大きな不安を国民の皆様にお与えをしてしまつたわけであります。昨今不況状況にありますけれども、消費がなかなか伸びてこない、こういう状況も、将来不安ということを懸念される国民の皆様の消費意向が、将来に対する不安があるがゆえに時々に回つてしまつて、この問題につきましては終わらせていただき、次の問題に移りたいと思ひます。

今、年金の記録の問題が出てまいりましたので、今度は消えた年金、宙に浮いた年金と言われる、いわゆる宙に浮いた五千万件の年金記録のその後の状況についてお伺いをしたいと思ひます。多くの国民の皆様が、この消えた年金、消された年金問題をきちんと解決して、そして、必ず払つた年金の保障料が受け取れるという体制が確立されることを、一刻も早いそういう体制の確立を望んでおられるわけあります。

したがいまして、この消えた年金、宙に浮いた年金の問題解決に向けて、これが取り組むべき事項としてこの年金記録問題の解決に向けて取り組むのは、これはもう当然のことであります。同時に、国民の皆様に対し、日頃申し上げましたところでお頼いします。

まあ一点目は、紙台帳とコンピューター記録の契合、これは今本当に必死になつて行つているところでございます。私も、過日、東京の拠点を視察をしてまいりましたが、本当に大勢の職員の皆さんのが全国民の皆さんの年金記録の照合作業を今行つておりますので、これはできる限り早く終了がございました。

○川合孝典君 ありがとうございます。

次に問題に移らせていただきたいと思いますが、次は医療制度の改革について御質問させていただきます。政権交代が起つた選挙のときの大変な争点の一つとなつたのが、皆様の御記憶にもあるとお

させなければいけないとは思つております。これが一時点の今の状況でございます。

ただし、二点目として、これは、体とのぐらいのベースで、あるいはどのくらいの手筋を掛けて行い得るのかということを、今年の夏までに一度の見通しをこれまでの実績と併せてチェックをして、更に今後のタイムスケジュールをしつかりと練りたいというふうに考えております。これが二点目であります。

それから三点目として、国民の皆様自身がチエックをしていただけるように、インターネットを利用して御自分の記録を確認していただくためには、パソコンからももちろんアクセスができるますが、パソコンを持つてらつしやらない方々等のために、郵便局にも御協力をいただいて、郵便局のパソコンで確認をさせていただけるような体制をスタートいたしております。今は全国の二百局で御協力をいただいておりますが、できるだけ多くの郵便局に御協力をいただいて、国民の皆様の確認作業に貢献するようになります。

したがいまして、この消えた年金、宙に浮いた年金の問題解決に向けて、これが取り組むべき事項としてこの年金記録問題の解決に向けて取り組むのは、これはもう当然のことであります。同時に、国民の皆様に対し、日頃申し上げましたところでお頼いします。

月の末までに社会保障のあるべき姿を案を作れと、こうはわれております。五月、六月にかけて今度は税制について議論を進めて、六月には税・社会保険一休改の姿、これは数字の人つたものを首内閣の案として提示できるようにすると。その後の法案でござりますけれども、税法の百四条は平成、十三年度中に法的な整備を行えということを命令をしておりますので、いずれにしても平成、十三年度中にはこのことを政府としても、国会としても成し遂げなければならぬと思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

この一連のプロセスがなかなか現在見えてこない、このことについては、国民の皆様は、一体どういう改革になっていくのかということが見えないことに対する不安というものを感じ多くの方がお持ちだというふうに思っております。分かりやすく今おっしゃったことを政府として国民の皆様にお示ししていく、説明していくことがとても大切なことだというふうに思っております。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今、野野村担当大臣ともお話ししていく、説明していくことがとても大切だということだというふうに思つておあります。そこで、この点について、首總理、是非とも分かりやすい説明というものを作らせて顶くことに對する不安というものを恐らく多くの方々がお持ちだというふうに思つております。分かりやすく今おっしゃったことを政府として国民の皆様にお示ししていく、説明していくことがとても大切なことだというふうに思つておあります。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今、野野村担当大臣といふのは、自民党政権下の平成二十一年二月三十日、

先ほど野野村大臣の御指摘にあつた附則百四条の百四条ということでありまして、ここには何と書かれているかと申しますと、政府は、基礎年金の国庫負担の

三分の一への引上げのための措置に関するお問い合わせをいたく努力、そのことはとても大切なことがあります。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今、野野村担当大臣

といふのは、自民党政権下の平成二十一年二月三十日、

先ほど野野村大臣の御指摘にあつた附則百四条の百四条といふことは何と書かれているかと申しますと、政府は、基礎年金の国庫負担割合の三分の一への引上げのための財

政措置並びに年金、医療及び介護の社会保険給付

並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十一年度を含む三年

以内の景気回復状況を好転させることを前提とし、年内の景気回復状況を好転させることを前提と

するため、あるいは維持可能なものにするためにどうぞ敢て議論していかう。この申請が非常に重

要だと思っております。その中で、それを実現するため、あるいは維持可能なものにするためにどう

ぞお話ししますと、そのもう一つ大きな特徴は、

もちろん、そのもう一つ大きな特徴は、そのことを六月までには併せてワンパッケージのものとして

国民の皆さんにお示ししますと、それがござい

た後の法案でござりますけれども、税法の百四条は平成、十三年度中に法的な整備を行えというこの命令をしておりますので、いずれにしても平成、十三年度の末までには野野村大臣の中での二つの案が固まり提案していくことを強く期待をし、全力を尽してまいりたいと、こう考えております。

○川合孝典君 国民の皆様にきちっと説明し御理解をいたく努力、そのことはとても大切なことがあります。

○川合孝典君 次の質問に移らせていただきます。先ほど野野村大臣の御答弁の中に附則百四条のお話をございましたので、基礎年金の国庫負担の三分の一への引上げのための措置に関するお問い合わせをいたく努力、そのことはとても大切なことがあります。

○川合孝典君 この経済状況の認識というものをどうとらえるか、そのこと、どちらによつてその後の対応というものが大きく変わってくるといふことがあります。何とか立て直さなければいけない、二分の一負担の措置をしなければいけない

ということをございますが、現在の景気状況、国民生活の状況というのも十分に把握し、配慮をして上での対応というものを心から切に願うわけになります。

○川合孝典君 これが決まりましたとおり、この負担の限界について政府ではどのように説明を仮にしたとしても、この負担に耐え切れなくななるということが懸念されるわけであります

そこで、負担の在り方について御質問申し上げたいと思います。今申し上げましたとおり、この社会保険料というものは現役の負担といつてはならない、この負担の限界に達するときには、この負担に耐え切れなくなること

と対しては、よほど国民の皆様にきちんとした説明を仮にしたとしても、この負担に耐え切れな

くない、二分の一負担の措置をしなければいけない

ということをございました。このパネルにお示し

しておられますのは、我が国の社会保障制度が整備された時代と現在の状況の推移というものを書かれております。上の棒グラフは名目GDPの成長率であり、下の棒グラフは人口構成比というこ

になつております。この棒グラフは人口構成比とい

ていてまず御質問したいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 我が国の社会保障用

付財源の約三分の一が社会保険料で賄われてお

りますけれども、その負担の多くは労働世代に集中

しているわけであります。社会保障改革の方向と

して、若者世代への支援を強化し、全世代対応型

の社会保険とすることなどの基本原則が掲げられ

ていることも踏まえつつ、税と社会保障料の適切

な組合せや世代ごとの負担の在り方にについて考

えていく必要があると考えております。

○川合孝典君 先ほどのパネルに、且戻させて

いただきましたが、社会保障料費の推移のグラフ

であります。、先ほど、一六倍に伸びましたが、

またと申し上げましたが、その下のところ、国民所

得のところを御覧いただきたいと思いますが、こ

の二年間、一九九〇年から二〇〇〇年までの二

十年間、国民所得は、百四十七兆円から昨年三百四十六兆円

こういう数字であります。つまり、

六倍等々含まれておりますけれども、

給付、負担は一・二六倍に増えているにもかかわ

らず、国民の所得が、累計の収入が増えていない

ますと、何人の現役世代でお一人の高齢者を支え

ているのかということを示している数字であります。

○川合孝典君 お伺いしたいのは、では、平成二十年以降の景

気回復状況、これまでの景気回復状況というの

〔委員長退席、理事在りうる者着席〕  
 このことこそがこの問題の根底にあるわけでありまして、もちろん財源ということで、給付費、いわゆる税の問題をどうするのかということの議論も大切なわけありますけれども、国民の情様が、世論調査では、消費税を上げることについてどう思うかという、こういった問い合わせをしておはります。実は多くの国民の皆様がこのままではもたないから上げる必要はあるんじゃないのかという御意見を示される。その一方で、本当に上げてしまつたときに払えるのかというところの懸念があるわけです、所得が増えていないから。だからこそ、実際に上がるということに対して大きな抵抗感を示されるわけでありますので、私が申し上げたいのは、この税の議論をする、それと同時に、いや、それよりもむしろ早くますその前の段階は国民所得を増大させるために何をするのかと、このことこそが大切だというふうに私は考えておりまつたがいまして、この点への対応をどうするのかの説明をきちんと国民の皆様にお示ししない限り、決して国民の皆様には御納得いただけないと思つております。したがいまして、この点についての御認識をお伺いします。

○國務大臣(与謝野馨君)  
 結局、我々がやらなければならぬことは二つあると思っております。それは、無駄の排除を含めた歳出削減、第二は経済成長による国民所得の増大、それから一番目は税制改革による収入の確保と、これは三つを順番によくやれという意見と、三つを同時にやれという意見と両方あります。三つを順番によくやりますと永久に仕事は進まないと私は思つております。負担の議論だけが先走りしてしまう。そのことによつて誤解が誤解をどんどん呼んでいく

ことになりますから、仮に将来消費税を上げるときには、今の三つのことはきつちり国民に御説明をしなければならないと思つております。  
 ○川合幸典君  
 おつしやるとおり、今国民の皆様

ていることは、そのことは私自身としては理解はいたしますけれども、そのことを、ではいかにし上げたいと思います。  
 一つは、この消費税に逆進性があるのであります。これに対してはきちんとお答えをしなきやいけないということで、消費税を導入した場合、所得の低い方々に対しても、そういう影響があるのかと、これはきちんと説明できなきやいけないと思つております。  
 それからもう一つは、先生先ほどおられたように、経済に対してもういう影響があるのかと、個人の生活、消費行動に対してどういう影響があるのかと、どこまでの消費税が絶対あるいは国民の生活にとって耐えられるのかと、こういうことも思つております。したがいまして、この点についての御認識をお伺いします。

○國務大臣(与謝野馨君)  
 結局、我々がやらなければならないことは二つあると思っております。  
 それは、無駄の排除を含めた歳出削減、第二は経済成長による国民所得の増大、それから二番目は税制改革による収入の確保と、これは三つを順番によくやれという意見と、三つを同時にやれという意見と両方あります。三つを順番によくやりますと永久に仕事は進まないと私は思つております。負担の議論だけが先走りしてしまう。そのことによつて誤解が誤解をどんどん呼んでいく

ことになりますから、仮に将来消費税を上げるときには、今の三つのことはきつちり国民に御説明をしなければならないと思つております。  
 ○川合幸典君  
 おつしやるとおり、今国民の皆様

の感情としては何とかしなければいけないと、したがつて、そのための負担ということについても考へなければならないと思われている反面、集めた税金が何に使われているか分からぬということが、この点いかがでしょうか。  
 ○國務大臣(与謝野馨君)  
 これは、国民の御理解をいたくために今進めている作業を御説明申し上げたいと思います。  
 一つは、この消費税に逆進性があるのであります。これに対してはきちんとお答えをしなきやいけないということで、消費税を導入した場合、所得の低い方々に対しても、足非ともそういう方向へと、かつ誤解を生じないような説明を十分した上での対応というものをお願い申し上げておきたいと思う次第であります。

したがいまして、今、与謝野大臣がおつしやいましたとおり、何の目的で集めてそれがどのような背景におよぶかと、それがきちんと国民にして構築するかと、このことこそがこの一括改革の私は肝のではないかと思つておりますので、足非ともそういう方向へと、かつ誤解を生じないような説明を十分した上での対応というものをお願い申し上げておきたいと思う次第であります。  
 ○川合幸典君  
 ありがとうございます。  
 いたしまして、この作業をきちんと行つて、これからもう一つは、先生先ほどおられたように、経済に対する影響といふものはきちんと国民にお示しをしなければならない。  

〔理事在りうる者着席、委員長着席〕  
 もう一つ大事なことは、これは税法百四条の中にもはつきり書いてあります。消費税を精米飯に上げた場合、この使途は年金、医療、介護、少子化だけに使うと、しかもそのことを明らかにすることでどういうメソッドといつたようなものに対する意見と、この点に対する影響といふものはきちんと国民にお示しをしなければならない。  
 ○國務大臣(与謝野馨君)  
 まさにこのことになるわけですが、以前の住基入に向けて今丁寧かつ集中的な作業をしていくことが求められていると思いますが、以前の住基

の前で、社会保険と税の一括改革のこの税制制度は、インフレということになるわざですが、以前の住基にかかる年金制度、この部分について御質問をさせていただきたいと思います。  
 社会保険と税の一括改革のこの税制制度は、インフレということになるわざですが、以前の住基

の前で、社会保険と税の一括改革のこの税制制度は、インフレということになるわざですが、以前の住基にかかる年金制度、この部分について御質問をさせていただきたいと思います。  
 ○川合幸典君  
 以上で川合幸典君の質疑は終了いたしました。  
 ○委員長(前田武志君)  
 以上で川合幸典君の質疑は終了いたしました。  
 ○川合幸典君  
 ありがとうございます。  
 いたしまして、この機会に、この社会保険の前に一つ、土肥隆一民主党政連議員についてお伺いしたいと思います。  
 今日は年金と社会保障の問題ですけれども、それが国と社会保険の問題ですけれども、それは、この年金制度といふものが、一体どういうものなか、そしてこれをつくることでどういうメリットが国民の皆様に生じるものなのかといふことを見ると、このことを明らかにすることをめざす。一方で、この使途は年金、医療、介護、少子化だけに使うと、しかもそのことを明らかにすることでどういうメソッドといつたようなものに対する意見と、この点に対する影響といふものはきちんと国民にお示しをしなければならない。  
 ○國務大臣(与謝野馨君)  
 まさにこのことになるわざですが、以前の住基にかかる年金制度、この部分について御質問をさせていただきたいと思います。  
 ○内閣総理大臣(菅直人君)  
 この土肥議員は、菅総理の長年の盟友であり親近であるとおわかれています。民主党の中でも、衆院の政権運営の委員長を務めるぐらい地位の高いベテラン議員であります。菅総理は、昨日、ふら下りり取材で遺憾であるということはおつしやいましたけれども、その他、この側近である土肥議員に対しても何か具体的な動きかけや行動を起こされましたが、お伺いしたいと思います。  
 ○内閣総理大臣(菅直人君)  
 この土肥議員の発言は極めて遺憾であります。竹島は我が国の固有の

領士であり、そのことは変わりない事実であります。この土肥議員の発言について、現在、内閣のメンバーに入つておられるわけではない関係もあります。現在、党の方で、党の立場あるいは国会での立場でどのように対応するか、今、御本人の意見も聴取しながら検討していただいている、そういう状況にあります。

○世耕弘成君 この問題についてもう一回聞きます。  
電話をするとか、本人を呼んで叱るとか、あるいは、もう離党しようとか、議員辞職しようとか、そういう本人に対する、首総理、民主党の代表として、あるいは長年の盟友として、親近として仕えている議員に向か具体的な行動は取られたんですか。イエスかノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(菅直人君) この問題について幹事長と話をして、幹事長の方で対応するという、そういうことを言つておられますし、私は、まずは党の方で対応していただきたい、こういうふうに指示をしたところであります。  
○世耕弘成君 全く土肥議員に対して直接行動を取られていないということがはつきりしたと思います。これ、もし私が同じようなことをやつたら、私が憲事している安倍元総理は、恐らく私に直ちに電話をしてきて、絶縁宣言と議員を辞めろということを言われたと思います。首総理は國上に関して、領士に閉じてその程度の思いしかない」ということがはつきりしたと思います。

年金問題第一号、消えた年金問題、そして第二号、消された年金問題、この問題について我々自民党全員が深く反省をしております。そして、反省しているからこそ、社会保障庁の解体に取り組んで日本年金機構というのをつくりました。年金記録の回復にも全力を投入してきました。先ほど大蔵副大臣は、五千万のうち四千万が回復したとおわれましたが、そのうち大半は自民党政権時代に回復をしています。そして、民主党政権も自

民党がやつてきた同じやり方で引き継いでやっています。先ほど、紙台帳の照合現状を見ましたと申入臣おっしゃいましたけれども、そのシステムも自民党政権時代に設計して導入されたシステムであります。だから、我々必死に取り組んでまいりました。しかし、それでも国民には許していただけなかつた。だから、この間の衆議院選挙で我々は政権から降りる大きな原因になつたのがこれだというふうに思っています。

そして、野党になつた後も、この年金記録問題については真剣に取り組んでいます。そして、民主党、与党側から開示された年金確保支援法といふ法律についても、我々は協力をアドバイスをしてより良い法案にして、与野党で合意をするということをやつてきてています。我々は身にしみて反省をしています。

しかし、年金問題第二号とも言うべき主婦の年金問題、運用二号について、先ほどの民主党の議員の方は、あたかも自民党的責任であるようないふをつしめました。これは違う。手をしたところをおつしめました。これが違う。手をしたところをおつしめました。私は、この運用二号というのがこのままやらせたら悪用されるんじやないかといふことを申し上げました。その例として、外国人の夫婦の例を挙げました。外国人が夫婦で日本へやってきて、そして旦那さんが企業に就職する。そうすると、旦那さんは二号被保険者になつて奥さんは自動的に二号被保険者になる。で、六か月ほどで旦那さんが、また夫婦で母国へ帰つた。旦那さんは会社を辞めますから二号被保険者の権利は失います。だけれども、奥さんは二号被保険者の権利は手続をしない限りそのままになる。そして、二十五年後、この人が、奥さんが帰つてきて私が運用三号を適用してくれと言われたら、一年分払うだけで国民年金年間大体五十五万円もらえることになつてしまつ。こういう悪用がありませんかと言つたら、大臣はこう答えました。機構の方から本人に通知をして四ヶ月連絡がなければ抹消するので今後は起こらないと、私に向かってこの場で答弁をされました。

これ、年金制度の中に抹消という手続はあるんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 外国人の場合は、国税が

しかし、これを法別置でやる場合にしても、年金制度の中では極めて特異な特例、特情を認める法制度ということになります。だから、これをやるからには、その前提として、やはりあの課長通

○世耕弘成君 これね、衆議院の皆さん怒つてくれます。衆議院ではいいかげんな答弁をしている

な貢献は私にありますからそういうことになりますと、あたかも用意していたかのようなことをおつしやつているんです。細川大臣、どちらが本当なんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 私の答弁では、世耕先生の方に答弁したのが正しい答弁でございます。○世耕弘成君 これね、衆議院の皆さん怒つてくれます。衆議院ではいいかげんな答弁をしている

しかし、これを法別置でやる場合にても、年金制度の中では極めて特異な特例、特情を認める法制度ということになります。だから、これをやるからには、その前提として、やはりあの課長通

○国務大臣(細川律夫君) 外国人の場合は、国税が

しかし、我々自民党議員が二月末から予算委員会等で取り上げてこの問題が問題化をし、そして三月四日、私の質問に対して、細川大臣は全く知らなかつたままこの通知をやつたということも判明をした中で、慌てて三月八日にこの運用三号は撤回をされ、そして法律措置によつてやるといふことが発表をされたわけでございます。

そのことは私は正しい評価だと思います。正しい方向だと思います。自民党や民主党や政府からいい案が出てくれば、我々もしっかりと議論に参加させていただきましたが、そのうち大半は自民党政権時代に回復をしています。そして、民主党政権も自

ぱすようなことをいたしました。

らないと、こうのことなでございます。物価スラクが全くできていない。

○世耕弘成君 これ、年金局長お見えですかから確証したいと思いますけれども、外國人で補助して、補助の住所も分からぬで郵便物を送つても首がない、そんな中での抹消ということはできるんですか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(柴畠潤君) 今お話しのそういう方であつても、国民年金法上、被保険者資格がなくなるということございます。

○世耕弘成君 や、もう一度。

だから、これ、外国人で通知が首からぬでやれるんですか。郵便が首からぬくとも抹消といふこと、できるんですか。

○政府参考人(柴畠潤君) 国民年金法上は、外国人の方が外国に出られたよなときには被保険者資格はなくなるということございます。

○世耕弘成君 もう、つお伺いしたいと思いま

す。

大臣は、省内の把握が私に十分でないといふ。二月八日の衆議院厚生労働委員会で岡本政務官が、十二月十五日より前に私は聞いておりました、相談として受けたことは事実關係としてあると答弁をされております。

岡本政務官にお伺いしたいと思いますが、これは事実ですか、どうでしようか。何日にお聞きになつたんでしようか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) お寄せいたします。

衆議院の厚生労働委員会で答弁させていただいたとおりでございます。

また、口時については、昨日調べましたけれども、定かではありませんけれども、十二月ころ、聞いた記憶がございます。

○世耕弘成君 政務官が、十二月十五日、この年金記録回復委員会で最後の決算が示されるまで、この通知が出る、結論がまるで知つていて、大臣がその一か月以上後に知る。これだけ重要な問題なのに、政務三役一体と、これ民主党の看板

でしよう、政治主導というのは、そのチームワークが全くできていない。

これ、報告、相談しなかつた岡本政務官の責任について、大臣、どういうふうにお答えになりますか。

○國務大臣(細川律夫君) 岡本政務官は、この運用三号について、事務の方で事務的に進んでいます。

それは事務の方の処理の報告でありますから、わざるというこの報告はする必要はない、との議論をして、そのときにそれを包の方に政務官から報告がなかつたということについては、これは私は

○世耕弘成君 これは、ただでさえ政務三役で、それが事務の方の処理の報告でありますから、わざるというこの報告はする必要はない、との議論されたんだと思います。

○世耕弘成君 これは、ただでさえ政務三役で、それが事務の方から、年金記録回復委員会がなかつたということについては、これは私は

ただ、年金回復委員会があるということを聞きました、その秘書官の方からは、年金の振替帳

とそれからコンピューターの記録、この窓口の問題などが議論のようですが、こういう話は聞きましたけれども、それ以上は聞かせませんでした。

○世耕弘成君 これ、民間の忙しい方が大臣に助言しなかつた。私も総務大臣政務官やっていたこ

とありますけれども、もし万が一、百万人に影響を与えるかもしない、財政的に数兆円規模の影

響が出るかもしれない、そういう通知を課長が出て

いるわけですよ。政務官が知っているのに報告に詰られるということであれば、私は必ず大臣に相談したと思いますよ。この辺がもう完全に、湘川大臣、省内の掌握ができるないと思います。

そしてもう一つ、胸を張つて知らなかつたところが、大蔵は知るチャンスが

あつたんですね。十二月十五日、通知が出されるとおりでございました。

もう一回、これはこの間もお答えいただいているのですが、大臣は出席されましたよね。

○大臣政務官(岡本充功君) お寄せいたしました。

衆議院の厚生労働委員会で答弁させていただ

いたとおりでございます。

○國務大臣(細川律夫君) その年金回復委員会へ

おつしやっていますが、大臣は知るチャンスが

あつたんですね。十二月十五日、通知が出されました。日前、十二月十四日に年金記録回復委員会が開かれました。そこで、その運用三号とかいうような、後で報告はございませんでした。

○國務大臣(細川律夫君) そのときの年金回復委員会は会で、その運用三号とかいうような、後で報告はございませんでした。

○世耕弘成君 このとき挨拶をして中止されたと話があつたのか教えるということを部局に指示はされなかつたんですか。

○國務大臣(細川律夫君) そのときの年金回復委員会は会で、その運用三号とかいうような、後で報告はございませんでした。

○世耕弘成君 このとき挨拶をして中止されたと話があつたのか教えるということを部局に指示はされなかつたんですか。

○國務大臣(細川律夫君) そのときは年金の問題を中止してまで出なかつたらいけない用事というのは何だったんだしようか。

○國務大臣(細川律夫君) そのときは年金の問題がいろいろございまして、そのときの課題というのには、物価スライドによって来年度の年金が下がるなど様々な問題がある中で、事務官から頑張りをして退出をいたしました。

○世耕弘成君 政務官が、十二月十五日、この年金記録回復委員会で最後の決算が示されるまで、この通知が出るまで知つていて、大臣がその一か月以上後に知る。これだけ重要な問題なのに、政務三役一体と、これ民主党の看板に對応して国民の視点から検討して、厚生労働大臣に助言のところに出かけるということで挨拶だけと

いうことになつたところでございます。物価スライドのことで総理とお話をさせていただきました。それで日程上、挨拶をして、出られるかもしれませんけれども、その委員会でどういう議論が行われるかと、そのは小前に行はれました。それが日程上、挨拶をして、出られるかもしれませんけれども、その委員会でどういう議論が受けなされると、そのとくにそれを包の方に政務官から報告がなかつたということについては、これは私は

○世耕弘成君 後ろ総理に呼ばれているといつておられたかというのを必ず聞いていれば、この会議がなかつたということについて、他の議論問題で、例えばこの運用三号について、他の議論問題と連つて制度そのものの問題であり、質的に違う

という意見が出ていたり、あるいは直面目に払つて、あれつと思つてアクションを取れる最後のチャンス、これを大臣はみすみす、ちゃんと報告を受けなかつたことによつて逃された、この責任は不可避だと思います。

そして、もう一つ……（発言する者あり）谷岡議員、静かにしてください。やじらないんじやないですか。

元々、二月二十四日の衆議院の答弁、正式に「今後の対応について」という紙まで提出をして、今後既定に向けた事務処理や年金の支給は留保するというふうにお答えになりました。ところが、三月四日、この予算委員会で、私の指摘で、実は四百九十三人分はもう三月十五日、随時払い戻し込みの事務作業に入つて止められないという斧弁をされました。これ、衆議院に対しては斧弁や領の訂正はもうされましたが。

○國務大臣(細川律夫君) これは、もう既にこの通知の方を留保すると、こういうことももう解除を今いたしております。

それで、今度は、われました二月の随時払い戻し込みの件につきましては、私が申し上げたのは、随時払い戻しをするには、もう既にコンピューターの作動に入つていてもうそれは駄目だというような物理的によつて駄目だというお話を、それから、被保険者として既に成定をされておりまして、そ

うしますと受給権も免生をしているというようなことから、もうやむを得なく支払と、こういうこ

とにさせていたいたところでございます。

○世耕弘成君 全く答弁に、答えていない。これ

は私、本当時間戻してほしいですよ。二月二十四日付で衆議院に紙まで出してお答えになつてい

るその答弁は訂正されたなんですか。イエスかノー

かでお答えください。

○委員長(前田武志君) 答弁側においては質問者

の質問に的確に答えてください。(発言する者あり)

○國務大臣(細川律夫君) 正式な形で、それが

違つた対応をしたと、こういうことについて、正

式に書面とかそういうものでいたしておりませ

ん。

○世耕弘成君 本当に不誠実な対応ですね、こ

れ。衆議院の皆さん、軽視されているがら怒つた

方がいいと思いますね。

そして、じゃ、もう一つ中身を。  
一月末にこの通知について大臣は知つたと、そ  
のときにも務方を叱つたんだというふうにおつ  
しやっていますね。一月末にはもう総務省の年金  
業界監視委員会もこの問題を問題視をしていた  
と。この一月末に大臣が初めて知つて事務方を  
叱つたときに、ここで一切の事務処理を止める手  
続をしていれば、この三月十五日の振り込みは、  
二月二十一日から手続に入るわけですから、一月末  
に止めていれば止まつたんです。どうして、これ  
は一月末に初めて知つてしまいと思ったときに全  
部作業を止めろという指示を出されなかつたんで  
すか。

○國務大臣(細川律夫君) そのときは、事務方

からこの運用三号について話がありました。これ  
について、せんべつでも申し上げましたように、  
公平性というところからこれは少し問題だなとい  
うふうに私もそのときは思いました。

しかし、行政的には運用三号が既に始まつてお  
りまして進んでおりますから、したがつて、これ  
を止めるかどうかというところは、これは即ち、私  
がそこで決断するというよりも、この問題をしつ  
かりと把握をして、そこで判断しなければいけな

いと思いまして、そこで私が与えたのは、一月の

三十日には総務省の方の年金業界監視委員会、

これが開会をされると、そこでこの問題も議論を

されるということです。

そして、そこへは大塚副大臣も出て、あるいは

厚生労働省の方の年金回復委員会のたしか委員長

もぞちらに出られて御説明もすると、こういうよ

うなことも聞いておりましたので、私は、衆議院

などのいろんな委員会でお答えしたのは、そうい

う年金業界監視委員会の、そういうところの議論

もよく聞いて、そこは総務大臣に意見も申し上

げ、総務大臣から私の方に意見をくれるというよ

うなそういうシステムになつてわりますから、そ

ういうところを、それは……(発言する者あり)

ちょっとと……(発言する者あり)

いやいや、非常に大事なところですから、大臣

なところですから聞いてください。これは、年金

業界監視委員会というのは、政府の中で年金業界

でもございませんから、そういうところのいろんな

御意見、問題も私は尊重しなければいけないと、

そう思つてすぐに判断はしなかつたわけでござい

ます。

○世耕弘成君 すぐに反応しないといつても、結

局これ国会で問題になるまで放置したんですね

厚生労働大臣。総務省のせいにしちゃいけない

じゃないですか、総務省が遅かつたみたいないい

方になりますよ。

二月二十四日の国会に提出する、私で国会に提

出されたんですから、非常に重要な大臣名のペー

パーを作るときに、完全に止まつているのかとい

うことと、それから既成定の人たちの受給権とい

うことと、それから既成定の人たちの受給権とい

うことは、法律的にはこれはもう行政行為によつ

て既に発生をしておりますから、これは払うという

ことは、これはまたその方向でいろいろやらなけ

う振り込みの作業が始まっているのに、十四日

にもう全部支払を止めますというペーパーを出さ

ります。

○世耕弘成君 もう結局止める算もない、もうそ

のまま振り込んで払つちゃう、今なら止めると

思いますよ。民間の感覚だったら、銀行に行つ

て、大臣それぞれ銀行の頭取と会つて、止めてく

れど、何とか怕むと言ふべきじゃないですか、お

わりまして、そこで理事會の方に提出をせよと、

こういうことでございましたから、私が委員会で

お話をしたことをペーパーにさせたところでござ

います。

そのときに、いろいろとさちつとそれぞれのと

ころのお話も十分聞いて、それでそういうペー

パーで出せばよかったです。これは衆議院の委員会に対し

りますけれども、これは衆議院の委員会に対し

は大変失礼なことをしたと、こういうふうに今は

反対をいたしております。

○世耕弘成君 反対していると「でおつしやつて

いるけど、まだ訂正してないではないですか。三

月四日に私の質問で分かつたのに、全然誠実じや

ないです。

月四日に私の質問で分かつたのに、全然誠実じや

ないです。

○世耕弘成君 反対してないではないですか。三

月四日に私の質問で分かつたのに、全然誠実じや

ないです。

大臣、これね、大臣が一月末に知つていて、す

ぐアクションを取らなかつたがために、結局四百

九十三人の方には振り込まれてしまふんですよ、

これ、十五日に。あと五日、日本年金機構の人と

か事務方の人たちできませんでございませんと

言つた。

大臣はもうころころ答弁が変わる。そして、詳

長通知に関して知るチャンスがあつたのに、その

間、内閣の掌握もできていない

政治官とのコミュニケーションもできていな

い。そして、振り込みストップを自分のアクシ

ンで止めようというリーダーシップもない。こん

な大臣の下ではこんな大法改正なかなかできませんよ。そのことを私は明確に指摘をしておきたい

と思います。

その上で、過去の経緯を伺います。

昨年三月二十九日の年金回復委員会は結論

を出したとおっしゃいますけれども、その結論はこ

の方向で検討するとしか書いていないんですね。

その後、誰が検討して、誰がいつ結論を出したん

でしょうか。これは年金局長をお問い合わせしたいと思

ります。

○政府参考人(柴田潤君) この運用二号問題につ

きましては、一昨年十二月の旧社会保険庁が職

などに對して行いましたアンケート調査によつて

明らかになつたところでござりますが、この結果

を聞きまして事務方で対応策を検討して、昨年二

月二十九日、当時の大臣に御相談をして、御了承

くださいました。

○國務大臣(細川律夫君) 十四日の委員会が終

ったことをペーパーにさせたところでござ

ります。

○國務大臣(細川律夫君) 啓示定者として受給権